

訪問看護(介護予防訪問看護)契約書

_____様(以下、「利用者」といいます。)といしき訪問看護ステーション(以下、「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護(介護予防訪問看護)について、各々対等な立場でその内容を確認し、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、介護保険に関する法令の趣旨に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じてできるかぎり自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護サービス(介護予防訪問看護サービス)を提供します。

第2条(契約期間)

1 この契約の有効期間は、_____年 _____月 _____日から利用者の要介護(要支援)認定の有効期間が満了する日までとします。

2 この契約期間の満了する日の7日以上前までに、利用者から契約終了の申し出がない場合には、この契約は次の要介護(要支援)認定の有効期間が満了する日まで自動的に更新されるものとします。

第3条(訪問看護計画の作成・変更)

1 具体的なサービス提供に際しては、事業者は、利用者またはその家族の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って、訪問看護計画を作成します。

2 事業者が訪問看護計画の変更を必要と判断した場合または利用者または代諾者が訪問看護計画の変更を希望した場合には、事業者は、利用者または代諾者の希望を考慮するとともに、双方の合意をもって訪問看護計画を変更することとします。

第4条(サービスの中止)

1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなく、サービス利用を中止することができます。

2 利用者は病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、料金を負担することなく、サービス利用を中止することができます。

第5条(重要事項説明書)

この契約に際し、事業者は利用者に対して、あらかじめサービス提供に関する重要な事項を書面にて説明するものとします。

また、その書面の内容は、本契約に規定されている内容を補完するものとします。

第6条（契約の終了）

- 1 次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約は自動的に終了します。
 - （1）利用者が介護保険施設に入所し、または入院した場合
 - （2）利用者の要介護認定区分が自立（非該当）と認定された場合は、この契約の有効期間の満了日（自立（非該当）の認定が直前の要介護（要支援）認定にかかるこの契約の有効期間の満了日後に行われた場合にあっては、当該自立と認定された日）
 - （3）利用者が死亡した場合
 - （4）利用者が身体障害者療護施設へ入所する等、介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合

第7条（利用者の解約権）

- 1 利用者は、事業者に対して、この契約の解約を希望する日の7日前までに解約を申し入れることにより、利用者が希望する日をもって契約を解約することができます。
- 2 利用者は、前項の規定にかかわらず、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。
- 3 利用者は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - （1）事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - （2）事業者が第10条に定める守秘義務に反した場合
 - （3）事業者が利用者またはその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第8条（事業者の解約権）

- 1 事業者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、利用者に対して、契約終了日の1か月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は利用者の居宅介護支援事業者に対し、情報を提供します。
 - （1）事業規模の縮小
 - （2）事業の休廃止
 - （3）利用者が遠方へ引越しするなど、やむを得ない事情により自らサービスの提供が困難になった場合
- 2 事業者は、利用者または代諾者等が、利用料の支払遅延など、故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の申し入れにもかかわらず改善せず、この契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもって契約を解約することができます。

第9条（利用料金）

- 1 利用者及び代諾者は、連帯して、事業者に対し、本契約に基づく訪問看護サービスの対価として、別紙「重要事項説明書」の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、事業者は、利用者の経済状態等に変動があった場合、利用料金を変更することがあります。

- 2 事業者は、利用者または代諾者に対し、料金の合計額の請求書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び代諾者は連帯して、事業者に対し当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。その際代諾者(保証人)の極度額は10万円を限度とします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 事業者は、利用者又は代諾者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は代諾者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

第10条 (守秘義務)

事業者及び事業者が使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や家族または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がない限り第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業所等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

第11条 (記録)

- 1 事業者は、利用者の訪問看護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)
- 2 当院は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、代諾者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

第12条 (緊急時および事故発生時の対応)

- 1 事業者は、緊急時およびサービス提供等により事故が発生した場合、主治の医師に連絡するなど利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、主治の医師等の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、事業者は利用者の家族等利用者又は代諾者が指定する者に速やかに連絡します。
また、事故発生時には保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

第13条 (要望又は苦情等の申出)

利用者及び代諾者は、事業者の提供する訪問看護サービスに対しての要望又は苦情等について、管理者または玉水会地域連携室に申し出ることができます。

申し出の方法は、口頭・文書等手段は問いません。

第14条（賠償責任）

- 1 訪問看護サービスの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び代諾者は、連帯して、事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

第15条（高齢者虐待防止について）

- 1 事業者は利用者等のご利用者への差別の禁止、人権の擁護・虐待防止の為、責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うとともに虐待防止措置を啓発・普及するための研修や委員会を通じて利用者の権利擁護に取り組みます。
- 2 サービス提供中に当該事業所従事者または擁護者（利用者の家族等、高齢者を擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

第16条（ハラスメント対策について）

- 1 事業者はより良いサービスの提供を行うために従事者の安全確保と安心して働ける労働環境が築けるようにハラスメントの防止にむけて取り組みます。またハラスメントと判断された場合には関係者への連絡、相談、環境改善に関する必要な措置、利用継続の検討を講じます。

第17条（非常災害時の対策について）

地震、風水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合にはサービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業者から連絡します。非常時に備え非常災害対策計画、訓練等を含む、避難訓練、緊急連絡網により迅速な行動がとれるように努めています。

第18条（感染対策の強化について）

事業者は、当法人の感染対策員会に属しおおむね6ヶ月に1回以上の委員会、開催された結果について通知し、感染症の予防及びびまん延防止の為に指針を整備し研修及び訓練を定期的実施し対応に努めています。

第19条（情報提供同意）

利用者及び代諾者は、適正且つ効果的な介護保険サービスを受けるため、サービスの提供に必要な個人、及び家族の情報をサービス担当者会議等に使用すること、また災害時他等においてサービスを継続する為に関連する他のサービス訪問看護事業所等と必要な情報を共有することを本契約の締結をもって同意するものとします。

第20条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、利用者または代諾者と事業者は誠意をもって協議するものとします。

私は、訪問看護(介護予防訪問看護)契約書・同重要事項説明書の記載事項について事業者の職員(職名 _____ 氏名 _____)から説明を受け、これらを十分に理解し、同意します。

また、本書は利用者・代諾者、事業者が記名の上、各1通を保有(利用者控は写し)するものとします。

2024. 6. 1

年 月 日
事業者 (住 所) 鹿児島市草牟田町3-21 サンコーポ菩提樹303号
(事業者名) 医療法人玉水会 いしき訪問看護ステーション
(代表者名) 管理者 稲留 朱美 印

利用者 (住 所) _____
(氏 名) _____
(電話番号) _____

代諾者 (住 所) _____
(保証人) (氏 名) _____
(続 柄) _____
(電話番号) _____